

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び 有料老人ホームに対する指導の徹底等についての概要

昨今、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が発覚していることから、①高齢者虐待防止における基本的事項、②高齢者虐待の未然防止、③虐待事案の早期発見、④虐待事案への迅速かつ適切な対応、⑤有料老人ホームに対する指導の徹底等について、都道府県等に対応強化を依頼（平成27年11月13日老発1113第1号）

## ①基本的事項

**高齢者虐待はあってはならないもの。全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守る必要**

- ・養介護施設等⇒従業員のストレスを軽減し、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体で取り組む必要
- ・都道府県・市町村⇒高齢者虐待の①未然防止、②早期発見、③事案への迅速かつ適切な対応に取り組む必要

## ②未然防止

**業務管理体制の全般の適切な運用**  
・施設管理者に加え法人も適切に把握

### 養介護施設等における研修

・認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を積極的に活用

## ③早期発見

**養介護施設等における虐待の早期発見、通報、対応の徹底**  
・周知・啓発

### 早期発見・見守りネットワークの構築

- ・社会福祉協議会
- ・民生委員
- ・介護相談員
- ・自治会
- ・NPO、ボランティア団体 等

## ④迅速・適切な対応

### 初動期段階の体制整備

- ・地域包括支援センターとの連携

### 市町村の対応力強化

- ・多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用

### 介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

- ・虐待ケースの状況に応じ、介護保険法等の権限行使(報告徴収、立入検査、勧告、命令、停止、取消等)

## ⑤有料老人ホームに対する指導の徹底等

### (1) 定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

- ・介護保険担当部局等の他部局とも連携した定期的な立入調査の実施、再発防止に向けた継続的な指導
- ・(公社)全国有料老人ホーム協会との連携

### (2) 適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

- ・第三者的立場の学識経験者や民生委員等との連携、定期交流などの地域との繋がりを強化する取組の促進